

支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第10回）議事要旨

〔議事次第〕

1. 日 時 平成23年8月5日(金) 10:01~12:03

2. 場 所 経済産業省別館8階 825会議室

3. 出席者 (出席委員)

浅野委員(座長)、岩間委員、大塚委員、木村委員、
小室委員(代理:小野氏)、島田委員、高橋委員(代理:半田氏)、
富田委員、名古屋委員(代理:濱谷氏)、仁井委員、
弓手委員(代理:沼田氏)

(欠席委員)

植田委員、北村委員、古市委員

(環境省出席者)

伊藤廃棄物・リサイクル対策部長、吉田適正処理・不法投棄対策室長他

4. 議 題

(1) 支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて

(2) その他

5. 配付資料

資料1 : 委員名簿

資料2 : 第9回議事要旨

資料3 : 都道府県が行う支障除去等事業に対する支援制度に関するアンケート取りまとめ結果の概要

資料4 : 「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキーム」等について

参考資料1 : これまでの懇談会(第5回~第9回)の議事要旨関連部分のカテゴリ一別整理

参考資料2 : 参考資料2 : 電子マニフェストに関するデータ

参考資料3 : 産業廃棄物最終処分に関するデータ

6. 議 事 懇談会は公開で行われた。

7. 議事要旨

(1) 議題「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて

て」

「都道府県が行う支障除去等事業に対する支援制度に関するアンケート取りまとめ結果の概要について」事務局から資料3に基づき説明した。併せて、「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて」資料4に基づき、これまでの議論を踏まえ不法投棄等の現状とこれまでの取組や支援の必要性についてまとめた内容を説明するとともに、新たなスキームとして考えられる方式の例を説明した。

(2) これに対して、各委員から、次のような意見等が提出された。

- 一昨年10月にこの懇談会で関係者の役割と適切な費用等のあり方についての報告書をまとめたが、その報告書に記載されていたことや、それまでの経緯も含めて書いてほしい。
- 不法投棄等の原因者が不明である場合と、そうでない場合の取扱いについては、今後整理していくべきではないか。
- 原因者が判明していてその人に資力があるのであれば代執行の費用を当然に請求すべきである。しかし、原因者が判明していても資力がないような場合について、行政以外の支援も必要ということを民間にも支援を求めてはいるのではないか。
- 原因者がいるのになぜ行政が負担するのかということについては、一般的に言えば、自治体はその地域の住民に対して健康保持義務のようなものを負っているので、その関係で行政代執行をしなければならないのではないか。
- 行政が負担することについて住民の理解が得られにくいということであるが、原因者が不明や無資力であることを前提として制度ができており、原因者が無資力となってしまえば、行政が負担しなければならなくなる。原因者が有資力であるにもかかわらず行政が負担するということであれば、誰も納得できないであろうが、實際には有資力であるのに関わらず対応しなかった例はあまりない。
- 基金による迅速な対応ということが期待されたが、必ずしも当初の意図のように機能しているとはいがたい。基金が迅速な対応に貢献しているかという点については、少しでも解決が早まったかどうかというところが問題で、そういう観点から書くべきではないか。
- 基金は産業廃棄物の広域移動についての理解を促進するという役割を担ってきたが、もし成果が出ていないとすれば広域移動について言及する必要はないであろう。
- 基金が地域間の公平性を確保するとともに住民や議会の理解を得る上で一定の成

果を挙げているとすれば、どの程度の成果が挙がったかについて、具体的に書くべきでないか。

- 支援に対する評価については、いろいろな評価があり得るのではないか。基金の存在が住民の理解を促進することについてもう少し書いてあった方が次の議論につながるのではないか。
- 産業界では、毎年のようにいろいろな施策が講じられる廃棄物処理行政の趣旨を踏まえて賛成に努力をしているのにも関わらず次々と負担の要請が来ることに対して違和感を感じているというのが実態である。そういう不満も含めてきめ細かく記載してほしい。
- 民間からすると、基金への協力も民間における不法投棄等への取組の一つとして資料に記載してほしい。
- 自治体からすると、撤去のための資金がないと非常に困る。捨てられた自治体だけが費用を負担して片づけるということでは、議会をはじめ県民の理解は得られない。対応によって差をつけるようなことはあるかと思うが、基本的には支援制度は必ず維持していただきたい。
- 硫酸ピッチによる支障が生じるおそれのあった事案でこの基金を利用したときは、投棄場所が水源や農業用のため池のそばであって、直ちに着手する必要があったため、非常に助かった。
- 新たな支援スキームの検討に当たっては、支援に値するものは何なのかといった議論も必要かと思う。
- 基金の拠出は、現在どの程度残金があって、どの程度の支援額が必要かという収支の見込みがあると、今後の必要性について理解しやすい。
- 平成24年までは現行方式で産業界からも拠出するということで合意しているが、それ以降については、ゼロベースで新たなものを検討していくという認識でいるので、現行方式による支援制度の延長については抵抗感がある。
- 費用負担については、広く薄く、また、コストを少なくすべきといったことを言ってきた。事務手続きのことを考えると、今のスケジュールで間に合うか心配であり、もう3年間現行方式になってしまふことを懸念している。
- 事務局から、新たなスキームについては、今回提示された方式案の中から選ぶということではなく、例として方式案を挙げた旨の説明があったので、そのように理解すれば良いであろう。

- 新たなスキームについての負担者や負担方法など、るべき論的なところを整理してほしい。
- それぞれの方式案について、どのような観点から検討した結果そうなったかということが分かる形で最後は整理した方がよいかと思うので、最初の段階からきめ細かく書くべきではないか。

また、きめ細かくメリット、デメリットを整理する必要があると思う。大事なことは具体的なアウトプットを出して仕組みを考えていくことだと思うので、一般論で言えば、メリットを強調するよりも、課題とその克服法について焦点を当てるのが建設的ではないか。

なお、デメリットやメリットについては、どのような観点から見てそう言えるのかということを書いておかないと、誤解を招いたり共通認識にはならないおそれがある。

- 方式案については、それぞれ任意か強制か、強制であるとすれば、税なのかそれとも税以外なのか、税の場合は課税標準と納付義務者はどうなるのか、税以外の場合は誰が徴収するのか、任意の場合はどのようにボランタリーのお金を集めるのか、といったことが分かるような形で示してほしい。
- 誰が負担すべきかについてはよく議論した方が良いと思う。処理業の許可制度の中で、処理業者としてもやるべきことがあるのではないか。不法投棄と不適正処理の事案については、不適正処理事案の件数が多く、経費もかかるということであれば、処理業者の許可制度の中でカバーするような方法もあり得るのではないか。
- 不法投棄問題については、最終的には負担を転嫁できなければならない。全てが公的負担となつてはおかしいという前提があつて、今は公的負担が半分、民間負担が半分という枠組みになっているが、そのことをどう考えるのかについても議論すべきであろう。また、強制か任意かによつても、やり方がまったく異なってくる。費用負担の基準についても把握が可能なものとすべきであろう。今回記載された方式案以外にも何か方法があれば示してほしい。
- 税以外で、ある特定の行為をすることに着目して一定の負担を求める場合、その必要性、合理性、妥当性について、記載してほしい。

量に着目した方式については、どういったものを対象とするか、客観的に把握できるか、事務コストについてみるとどうなのかな、といったことが重要である。

また、自己処理を対象としない方式については、その理由も含め、基本のコンセ

プトから説明していただきたい。

それから、薄く広く負担できるとしているものについては、本当にそうなるのか具体に説明してほしい。

- 不適正処理に対してどのような担保を設けるかといった制度についても検討すべきだろう。例えば保証金制度の設定といったことも考えられる。
- 何らかの形で産業廃棄物行政が関与している施設については、許可する際に資金を出してもらうことも一つの方法ではないか。
- 地域間の公平性の話に関しては、行政の負担の中での負担の持ち合いといいか、排出県側としての都道府県で資金をやりとりして不法投棄等の現場である自治体の負担を減らすような仕掛けを考えても良いのではないか。
- 誰が負担するかという話との関連の中で、この並びの中でうまく書けるかどうかという疑問はあるが、自治体の負担についてもプール制のようなものにするということは合理的な意見ではないか。
- 他県から持ち込まれたもののために、自分の県の財源を充てたくないという議論はかならず出てくる。都道府県間の公平性の確保というのはまた別な観点から考える必要があると感じている。
- 負担のあり方については、平成9年の原状回復制度研究会でも議論され、団体経由のボランタリーしかないんだろうとの結論が出ており、強制は難しいのではないか。
- 平成9年の原状回復制度研究会の報告においては、当時のさまざまな状況の中で現行方式を選んだのであるが、それがいつまでも固定的に正しいというものでなく、時間の経過とともに変化していく余地があるものと考えられる。
- 産業廃棄物処理業者が自分のために保証金を少し積むというような話はあり得るかもしれないが、不法行為を行う者のために保証金を積むという議論はあり得ない。
- 行政が全額負担するということは考えられず、業界としても関与すべきである。

(3) 最後に、その他として、今後の予定について以下のとおり確認された。

- ・次回の第11回懇談会の日程については10月中に開催する。
- ・次回の懇談会に向けて、各委員からの意見をについてできる限り整理をして、事前に相談をしながらスキーム案を検討していく。

以上